

各論

第2章 環境衛生の向上

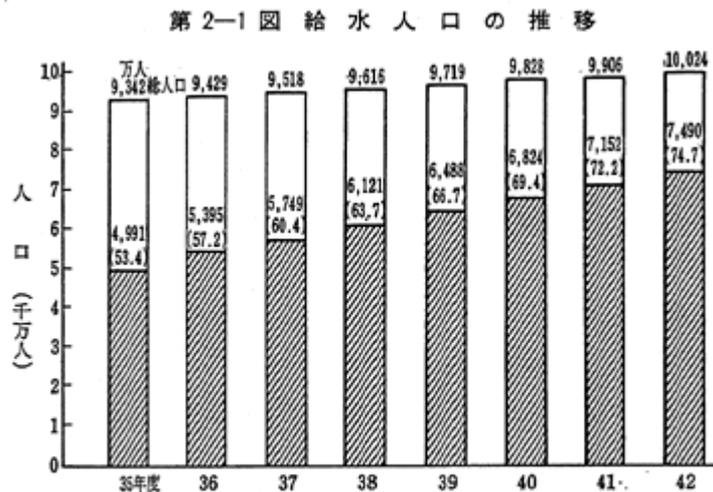
第1節 水道

1 水道行政の現状

(1) 普及状況

水道は、健康で文化的な日常生活を営むうえで最も重要な施設であり、また、各種の産業、サービス業、消火その他の都市機能を維持するうえでも欠くことのできない基幹的な施設である。わが国の水道の普及状況をみると、この10年間で給水人口はほぼ2倍近く増大し、普及率も、毎年3%程度ずつ上昇し、42年度末には第2-1図に示すように総人口の74.7%となつている。この普及状況を地域別にみると、第2-2図に示すように、都道府県ごとに著しい地域差があり、また、市部に比べて郡部の普及が遅れている。このような普及率の地域差は、地理的条件がその要因として大きなウエイトを占めていることはもちろんであるが、その地域の都市化の進展の度合いが、今日までの水道普及の状況を大きく左右してきたことを示すものと考えられる。

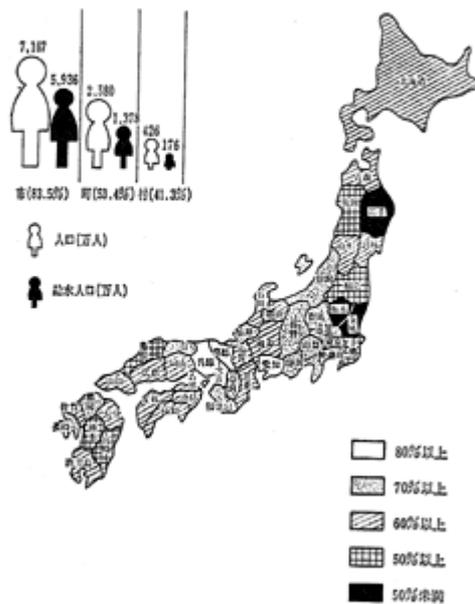
第2-1図 給水人口の推移



厚生省環境衛生局調べ
 (注) かつこ内は総人口に対する普及率である。

第2-2図 都道府県別水道普及率(42年度末)

第 2-2 図 都道府県別水道普及率
(42年度末)



厚生省環境衛生局調べ

各論

第2章 環境衛生の向上

第1節 水道

1 水道行政の現状

(2) 給水量

42年度中の全国の給水量は79.3億立方メートルで、その内訳は、上水道(給水人口が5,001人以上の水道)72.6億立方メートル、簡易水道(給水人口が101人以上5,000人以下の水道)4.8億立方メートル、専用水道(給水人口101人以上の自家用水道)1.9億立方メートルと、上水道の占める割合が大きい。

また、1人当たりの水道給水量は、生活水準の高度化や諸産業の進展により逐年増大する傾向にあるが、特に都市及びその近郊においてその傾向が顕著である。第2-1表は規模別の給水量を示しているが、これによれば、上水道の場合1人1日平均給水量は全国平均で321リットルとなつている。また、規模別には給水人口が多いものほど1人当たりの給水量も多くなつていることがわかる。このことは、都市の規模が大きくなるほど、生活用水以外の使用水量(工場用水・業務用水等)の占める割合が大きくなることによるものである。今後、生活水準の上昇、産業経済の拡大等に伴つて、都市及びその近郊における水道需要は、なお急速に増大するものと見込まれている。

第2-1表 規模別給水量(昭和42年度)

第2-1表 規模別給水量
(昭和42年度)

給水人口による規模別	か所数	現在給水人口(万人)	1人1日給水量(ℓ)			
			最大	平均	施設能力	
上水道	100万人以上	7	1,865	509	425	484
	50～100万人	7	488	414	324	390
	25～50	13	465	428	330	365
	10～25	76	1,147	373	289	391
	5～10	107	638	351	263	357
	1～5	595	1,236	332	243	383
	1万人以上	641	340	336	231	463
	建設中	81	134	—	—	—
計	1,527	6,313	409	321	416	
簡易水道	14,252	932	—	142	—	

厚生省環境衛生局調べ

厚生白書(昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2章 環境衛生の向上

第1節 水道

1 水道行政の現状

(3) 施設整備

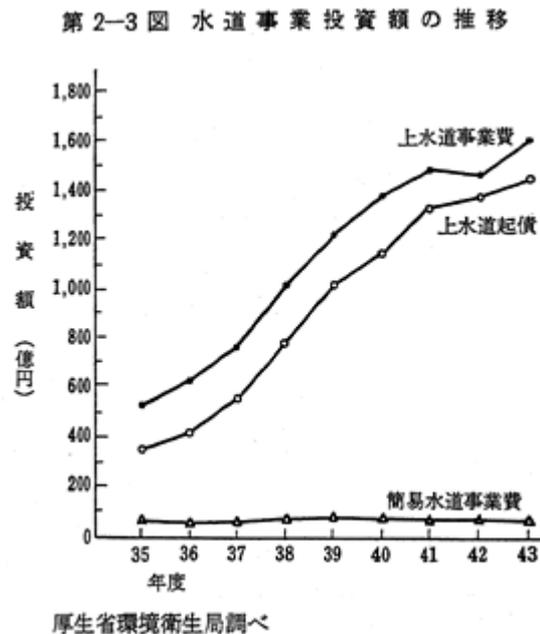
水道需要の増大とともに、水道の建設事業費は、第2-3図に示すように、年々増大している。

43年度の上水道の建設費の総額は、1,600億円で、このうち12億円が国庫補助金によつてまかなわれている。

また、簡易水道の建設費の総額は74億円で、このうち20億円が国庫補助金によつてまかなわれている。

なお、44年度においては、国庫補助の額は、水道水源開発施設等に対して21億円、簡易水道等に対して離島分を含め24億円が予算に計上され、また、財政投融资として、上水道について1,500億円、簡易水道について45億円の起債が予定されている。

第2-3図 水道事業投資額の推移



各論

第2章 環境衛生の向上

第1節 水道

1 水道行政の現状

(4) 水道料金

給水される水の原価も年々高くなり,1立方メートルの水を蛇口から出すためには,第2-4図に示すように,42年度では,全国平均で30円20銭を要している。

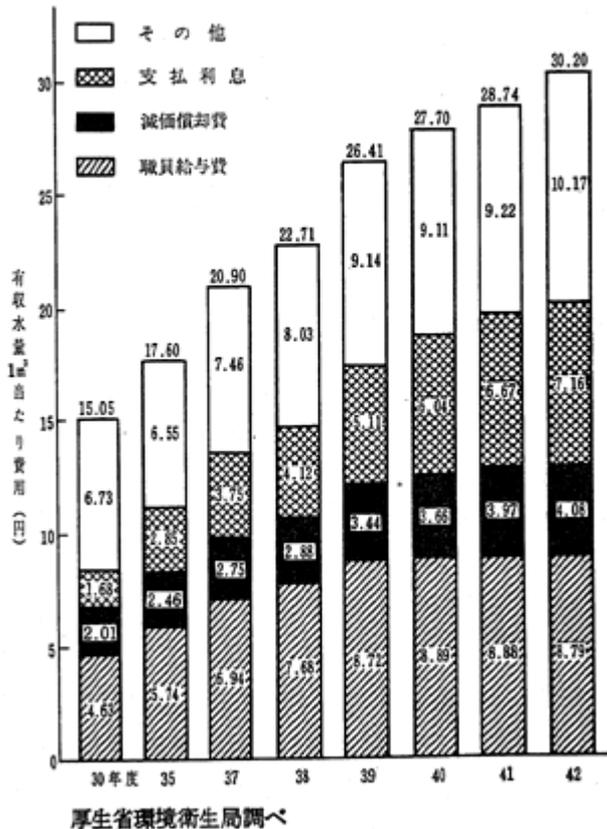
この原価のうち,支払利息は7円16銭で全体の23%を占めているが,最近特にこの費用の増加が著しい。これは,水道が急激な拡張工事に迫られ,そのために借り入れられた多額の建設費の利息を支払わなければならないためである。

一方,収入の源泉となる給水量1立方メートル当たりの平均販売価格は,28円23銭となつている。この値は全体として給水原価を下回つており,雑収入を繰り入れてもなおかつ相当数の水道事業において赤字となつている。

なお,42年度における人口5万人以上の都市の勤労者1世帯における世帯1か月当たりの水道料金の平均支出は,第2-5図に示すように,299円で,これは消費支出総額の0.5%に当たる。

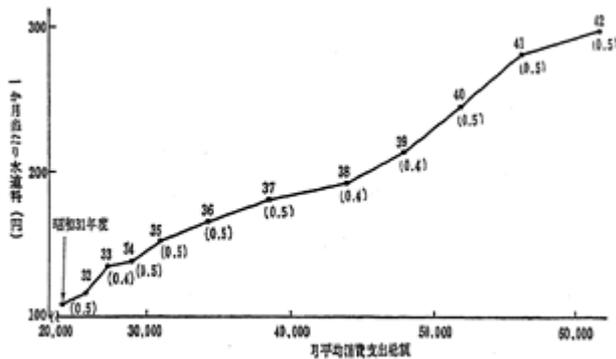
第2-4図 水道事業費の費用内訳

第2-4図 水道事業費の費用内訳



第2-5図 年平均1か月間の消費支出総額と水道料(人口5万人以上の都市勤労世帯)

第2-5図 年平均1か月間の消費支出総額と水道料
(人口5万人以上の都市勤労世帯)



総理府統計局調べ

(注) かつこ内は消費支出総額に対する水道料の割合(%)である。

各論

第2章 環境衛生の向上

第1節 水道

2 今後の方向

厚生省では、水道に関する基本的な将来計画を樹立して、水道の長期的な整備を図っているが、この計画は、昭和60年度において、等しく国民に水道のある健康で文化的な生活を保障しようというビジョンのもとに策定されている。すなわち、水道の普及率を50年度には92%、60年度には98%まで引き上げるものとし、1人1日当たり最大給水量は60年度で800リットルないし1,000リットルに達するものとして、理想的な国民生活が確保され、活発な社会経済活動が営まれるよう、水道施設の整備拡充を促進するものである。

この計画を円滑に推進するためには、水道をめぐる各種の問題に対処しつつ、その与えられた課題に積極的に取り組んでゆかなければならない。まず第1に、都市及びその近郊の水道用水に対する需要の急激な増大に対処するため、強力な水源対策を講ずる必要があるが、さらに、将来は、海水の淡水化によつて水道水源を確保することも真剣に考える必要がある。

次に、近年、工場排水、都市下水等による水道水源の汚濁が著しく、一部の水道事業にあつては浄化能力の限界に達しているものもあるので、実効のある適切な水源保護措置の実施が課題となつている。

また、建設費の増大等に伴う水道料金上昇に対する措置として、経営の合理化を図るほか、建設財源について起債の質の改善その他国の助成の強化を図る必要がある。なお、これらの問題を総合的に解決するため、すなわち、大規模な水源対策・建設費の重複投資の防止・水道事業の合理化等の観点から、水道の広域化が要請されている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

1 概説

し尿とごみの処理は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つとして、市町村が行なうことを原則としている。

清掃法では、第1条においてその目的は「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ること。」としている。

ここでいう汚物については、清掃法第3条にその範囲が示されているが、社会通念上は、占有者が占有の意志を放棄して廃棄したもの、または廃棄しようとしている物であつて、そのうち排気排水以外のもののすべてを包括していると考えられる。

これらの汚物(廃棄物)は、生活環境上支障があるから放棄されるわけで、これを放置することは環境の汚染を招来し、公害を発生する直接の原因となることは明らかである。したがつて、これをすみやかに生活圏から排除することが環境衛生上の根幹となることはいうまでもない。

清掃行政の対象となる汚物はこのような内容のものであつて実務上はいわゆる広義の「ごみ」と「し尿」として取り扱つている。

ところでし尿は、その単位排出量はおのずから生理的にある範囲が定まつているが、ごみについては近年の経済社会の発展に伴い、その種類が多様化すると同時に排出量も急速に増加しつつあるのが現状である。

たとえば、家庭のごみについては、昭和35年度末の全国平均排出量は1人1日当たり514グラムであつたが、昭和42年度末には、755グラムに達した。今後生活水準の上昇を考えると、昭和60年度末には、1,500グラムに達することが予想される。特に近年耐久消費財を中心とした大型家庭廃棄物(いわゆる粗大ごみ)の増加が顕著となつてきている。

さらに各種産業からの廃棄物、ことに製造業・建設業からの廃棄物、及び都市施設(たとえば公園・空港・市場・学校・病院・電気ガス供給施設・上下水道施設)からの廃棄物の量が激増していることは大きな問題となつている。

これらを、都市・産業廃棄物と呼ぶとすれば、これはまさしく経済社会活動の高度化と高密度化による所産物であるということができよう。

この都市・産業廃棄物については、現在その一部について市町村の収集処理体系の中で始末するにとどまつているが、今後は、技術面、財政面、運営面等について、じゅうぶん慎重に検討を加えながら、都市・産業廃棄物を適切に処分するための体制を確立する必要がある。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(1) 特別清掃地域

清掃法に定める各種の措置の実施区域は、特別清掃地域(以下「特掃地域」という。)といい、特別区及び市については原則として全域であり、町村の区域については政令で定める基準により都道府県知事はその区域を指定することとなっている。

清掃行政の伸展をあらわす指標の一つとして特掃区域の人口を取りあげてみると、昭和38年度末には558市1,321町村で5,853万人(全人口の61%)であつたものが、昭和42年度末には564市1,725町村で7,129万人(全人口の71%)に増加している。

また特掃地域の面積は昭和38年度末の21,693平方キロメートルから42年度末には38,538平方キロメートルに拡大した。

昭和38年から42年に至る特掃地域面積の伸び率は1.78倍で、特掃地域人口の伸び率1.22倍を大きく上回っている。このことはまた収集業務に与える影響が少なくない。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(2) 清掃事業の収集形態

特掃地域内の汚物の収集は、市町村のみずからの実施責任により直営または委託により行なうことを原則としているが、特に市町村の清掃に対する体制が未整備の場合や特殊の汚物の場合は、市町村の収集処分計画との整合性を確保しつつ一部を汚物取扱業者によつて行なわせることができるため、現状では三種類の収集形態で運営されている。

昭和42年度におけるこれらによる収集量の内訳は第2-2表のとおりである。

これによれば、し尿の収集は全量の1/2強を、ごみの収集は全量の92%を市町村の直営によつて行なわれている。

第2-2表 清掃事業の収集形態

第2-2表 清掃事業の収集形態

		し尿の収集		ごみの収集	
		kl/日	%	t/日	%
市町村によるもの	直営	19,072	27.8	38,955	82.0
	委託	16,187	23.6	4,939	10.4
許可業者によるもの		33,352	48.6	3,592	7.6
計		68,611	100	47,486	100

厚生省環境衛生局調べ

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(3) し尿の処理状況

し尿の衛生処理は、水洗便所から排出されたものを公共下水道終末処理場、あるいはし尿浄化槽等で処理する方法と、汲み取ったし尿をし尿処理施設によつて処理する方法で行なわれている。

また公共下水道終末処理場に、余裕能力のある場合は、汲み取りし尿を直接公共下水道に投入する方法も行なわれている。

昭和42年度末において汲み取りによるし尿収集人口は5,558万人であつたが、そのうちし尿処理施設と下水道投入による衛生処理率は58.7%である。その他は海洋投棄17.8%、農村還元3.9%、自家処理12.4%、その他7.2%となつている。

昭和38年度から、42年度に至るし尿の収集量とその内訳を第2-3表に示した。内訳で見ると、し尿処理施設については、昭和38年度の1万5,137キロリットル/日から42年度の4万324キロリットル/日と、実に2.67倍に増加している。農村還元量は毎年減少し42年度には38年度の約44%になつた。また、海洋投棄も実量は毎年横ばいないしやや減少の傾向であるが、全量に対する割合としては38年度の20.5%から42年度の17.8%と減少の傾向を示している。

以上はし尿の実処理の状況であるが、処理施設能力としては、昭和42年度末で建設中のものを含めると衛生処理へ向かつて大きく近づきつつある。

第2-3表 し尿の収集、処理ならびに水洗化の実態

第 2-3 表 し尿の収集、処理ならびに水洗化の実態

		38年		39		40		41		42	
特別清掃地域人口(A)		千人 58,533		千人 60,552		千人 64,231		千人 67,855		千人 71,292	
水洗人口	公共下水道	千人 5,496		千人 5,706		千人 6,015		千人 6,631		千人 6,913	
	し尿浄化槽	4,340		5,421		6,301		7,820		8,798	
	計	9,836		11,127		12,316		14,451		15,711	
非水洗化人口(B)		千人 48,697		千人 49,425		千人 51,915		千人 53,404		千人 55,581	
汲取し尿総量(C)		kl/日 64,102	% 100.0	kl/日 66,083	% 100.0	kl/日 70,949	% 100.0	kl/日 74,795	% 100.0	kl/日 78,370	% 100.0
計画処理量	下水道マンホール投入等	kl/日 5,281	% 8.2	kl/日 5,205	% 7.9	kl/日 5,503	% 7.8	kl/日 5,639	% 7.5	kl/日 5,666	% 7.2
	し尿処理施設	15,137	23.6	20,508	31.1	28,045	39.5	35,805	47.9	40,324	51.5
	農村還元	6,935	10.8	6,547	9.9	4,697	6.6	3,467	4.6	3,026	3.9
	海洋投棄	13,122	20.5	13,699	20.7	14,179	19.9	14,250	19.1	13,923	17.8
	その他	12,663	19.8	11,320	17.1	8,769	12.4	6,343	8.5	5,672	7.2
計(D)		53,138	82.9	57,279	86.7	61,193	86.2	65,504	87.6	68,611	87.6
自家処分量		10,964	17.1	8,804	13.3	9,756	13.8	9,291	12.4	9,759	12.4

厚生省環境衛生局調べ

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(4) 水洗便所化のうごき

水洗便所は、公共下水道に直結することが本来の姿であるが、これが衛生的であることと、使用に際し快適であることから、生活水準の向上とともに便所の水洗化への要望が、とみに高まつて、公共下水道の処理区域以外の地域においても浄化槽あるいは地域し尿処理施設による水洗化が進んでいる。

昭和38年度から昭和42年度における特掃地域内における水洗化の状況を第2-3表に示す。

この間の水洗便所人口の伸びは1.60倍であるがこのうち公共下水道によるものの伸びは1.26倍、し尿浄化槽等によるもの2.03倍となつている。

昭和42年度末において公共下水道終末処理場が運転を開始している都市は140都市、処理場数は165にしかすぎず今後の整備が大いに望まれる。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(5) ごみの処理状況

ごみの処理は、現在焼却による減量化と安定化、無害化を第1の目標として実施しているが、処理の内訳は焼却について埋立が多く行なわれる両者の合計で全排出量の85%を占めている。

昭和38年度から42年度に至るごみの収集処理のうごきを第2-4表に示した。

この間の計画処理量の伸びは1.59倍であるが、焼却方式による処理量の伸びは2.01倍となり、この間の焼却設備の拡充は著しい。

しかし現状でも全量の約10%を占める不燃物は今後ますますその割合がふえるものと推定されるので、この動向を今後とも注視しつつその対策を検討しなければならない。

第2-4表 ごみの収集・処理の実態

第 2-4 表 ごみの収集・処理の実態

		38年		39		40		41		42	
特別清掃地域人口(A)		千人		千人		千人		千人		千人	
		58,533		60,552		64,231		67,855		71,292	
ごみの総排出量(B)		t/日	%								
		35,900	100.0	40,045	100.0	44,522	100.0	48,340	100.0	53,825	100.0
計 画 処 理 量	焼 却	12,668	35.3	15,254	38.1	16,896	37.9	21,899	45.2	25,459	47.3
	埋 立	15,140	42.2	16,176	40.4	17,659	39.6	16,594	34.3	20,292	37.7
	高 速 たい肥化							706	1.5	753	1.4
	た い 肥	876	2.4	744	1.8	1,325	3.0	503	1.0	107	0.2
	飼 料	271	0.7	224	0.6	252	0.6	287	0.6	215	0.4
	そ の 他	916	2.6	855	2.1	966	2.2	941	2.0	660	1.2
計 (C)		29,871	83.2	33,253	83.0	37,098	83.3	40,930	84.6	47,486	88.2
自家処分量		6,029	16.8	6,792	17.0	7,424	16.7	7,410	15.4	6,339	11.8

厚生省環境衛生局調べ

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

2 し尿とごみの処理の実態

(6) 畜舎及びへい獣処理場等から排水される汚水等

農業構造の改善のため、あるいは食生活の変化による食肉消費の増大に伴い、畜産の振興が図られ、多頭羽飼育等の方法が奨励されていることにより、畜舎・家きん舎が大型化してきている。一方において都市近郊の住宅化が進んできたため、家畜・家きんから排泄される糞尿・汚水等の処理が飼育者自身にとつても、付近住民にとつても深刻な問題となつてきている。また、へい獣の肉・骨・皮、魚介類の腸骨等を処理するへい獣取扱場・化製場から発する臭気・汚水等による環境悪化についても問題となつている。

このような問題に対処するため、まず、これらの施設から排出される汚水の水質について規制を行なうべく、「公共用水域の水質の保全に関する法律(水質保全法)」の改正がもくろまれている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

3 し尿とごみ処理施設の整備

し尿とごみの処理施設の整備については、昭和38年に制定された生活環境施設整備緊急措置法に基づいて生活環境施設整備五箇年計画を策定し、昭和38年度を初年度とする施設整備計画を推進してきた。

その結果、昭和41年度末においてし尿の衛生処理率については建設中のものを含む施設能力で80%に至り、計画着手前の40%に比べて非常な進展をみた。またごみ処理については目標値として昭和42年度末における1人1日排出量を500グラムとしていたが、すでに実施段階で41年度末に722グラムに至った。

しかしながら、近年における産業構造の高度化とこれに伴う就業形態の変化により人口の急激なる都市集中と市街地地域の拡大がみられるようになり、生活様式の高度化ともあいまって清掃事業に対する需要量が増大するとともに公害防止の見地から処理技術の高度化が要請されるようになった。

このため、昭和42年3月31日に清掃施設整備の推進が閣議了解され、昭和43年5月21日には、清掃施設の整備の緊急かつ計画的な整備を促進することを目的とした清掃施設整備緊急措置法が制定され、これにより昭和42年度を初年度とする「し尿処理及びごみ処理施設整備五箇年計画」が昭和44年2月21日閣議決定された。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

3 し尿とごみ処理施設の整備

(1) し尿処理五箇年計画

し尿処理五箇年計画は公共下水道とし尿処理施設との総合効果としての処理全体計画を意味するもので、公共下水道の整備によつて受け持たれるし尿処理の部分については、あらかじめ建設大臣と協議を行ない決定したものである。

その基本方針は

ア 総合的な効果を図るため下水道五箇年計画との相互調整を図ること。

イ 公共下水道の完備が待てない現状からして、汲取し尿の直接処理、又はし尿浄化槽からの汚泥処理のためのし尿処理施設を整備すること。

ウ 水洗便所に対する要求が高まつているので、公共下水道の普及が困難な地域に対し地域し尿処理施設を整備すること。

エ 公共下水道終末処理場の余裕能力を生かし、し尿を下水道に投入処理すること。

オ 各戸によるし尿浄化槽の設置が増加している現状を計画の中にとり入れること。等である。

実施目標は、昭和46年度末における特掃人口を国民総人口の90%に当たる9,393万人とし、その100%を次の区分により衛生的に処理するものとしている。

公共下水道等 2,655万人

地域し尿処理施設 281万人

し尿浄化槽 1,248万人

し尿処理施設 5,209万人

計 9,393万人

このための整備事業の量としては、42年度から46年度までし尿処理施設として汲取し尿を対象とするもの1,529万人ぶん、し尿浄化槽汚泥465万人ぶん、地域し尿処理施設200万人ぶんの施設の整備を行なうとともに、既存施設の高度化改良を図るものとし、このための投資額を590億円とした。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

3 し尿とごみ処理施設の整備

(2) ごみ処理施設整備五箇年計画

ごみ処理施設整備五箇年計画の目標は,昭和46年度末における特掃人口9,393万人から排出されるごみ8万2,004トン/日のうち可燃物量6万9,700トン/日の75%に相当する5万2,502トン/日を焼却によつて衛生的に処理するものである。

このためのち5箇年間に3万4,000トン/日の焼却施設を整備することとし,投資額を740億円とした。ごみ排出量の基礎となる1人1日当たり排出量は社会構造の変化と生活水準の上昇を考慮し41年度の実績722グラムをもととし,46年度末には873グラムになるものと推定した。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

4 都市・産業廃棄物の処理・処分問題

経済社会活動が大規模化され、高度化されるに伴い排出される「ごみ」の量は膨大化し、その質は変貌して多様化してきた。

すなわち家庭廃棄物中の粗大ごみ、生産活動に起因する各種産業廃棄物(狭義)都市再開発、住宅のスクラップ化等建設活動に伴う建設廃材、畜産上不可避の家畜ふん尿、下水道・廃水処理施設から排出される汚泥等は家庭廃棄物をしのぐ勢いで伸びてきている。

これらは、清掃法でいう汚物と解されるが廃棄物の性状から市町村の現行処理体系では対応できない状況にある。かつてはこれらの廃棄物は地域内・工場内蓄積として、あるいは企業の部分的努力による断片的な処分で見まされていたが、都市化現象の激化、処分地の狭小化により最近蓄積限界を越えて顕在化し公衆衛生上都市計画上の問題を提起しつつある。

このような状況に対処するため、大阪府は42年より廃棄物処分対策の調査研究に乗り出したほか、昭和43年大阪市、44年より愛知・神奈川の各県で実態調査を開始し準備段階の県も二、三みられる。

ここでは従来の清掃行政だけでは対応しがたい粗大ごみ、産業廃棄物についてそれぞれの排出状況、問題点、処理対策について概観する。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

4 都市・産業廃棄物の処理・処分問題

(1) 粗大ごみ

主として日常生活の過程において廃用される耐久消費財、建具等の大型廃材をいう。近年における生活水準の向上は、生活様式の高度化をもたらし、多量の耐久消費財の消費が行なわれるようになった。一方最近の核家族形成等による家屋構造の狭小化、再生資源業者の衰退等の社会的背景の変化は、耐久消費財の廃物化を促進しつつある。すなわち核家族形成は、耐久消費財のひき継ぎが行なわれず分散化が進み家屋構造の狭小化は廃用化される耐久消費財等を即廃物化する傾向にある。しかもこれらの回収が行なわれ難いため空地等への投棄などが行なわれ環境汚染の要因となるのである。一部の都市においては、定期収集の制度が確立されつつあるが、全般的傾向としては、収集・処分の技術対策に立ち遅れの状況にあり、収集・処分方法の合理化が望まれている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

4 都市・産業廃棄物の処理・処分問題

(2) 産業廃棄物

あらゆる産業から排出される「ごみ」を家庭廃棄物と区別して産業廃棄物という。

ア 第一次産業関係

わが国の乳肉牛は約280万頭、ぶたは約600万頭であるがその糞尿は、多くの環境汚染の要因となる形で処分され局地的な公害を生み出している。全国における排出日量は約13万トンと推計されし尿の総量を上回っている。この他水産業において、たとえばかきの貝殻等の処分に行きづまりをみせている地域もある。

イ 第二次産業関係

昭和30年以降における重化学工業を軸とした第二次産業(製造業)の進展は著しく、高度な経済成長をわが国にもたらした。その反面社会資本整備の不足のために大気汚染、水質汚濁等の主として気体廃棄物・液体廃棄物による公害を経験したわけであるが、最近に至つては固形廃棄物による公害問題をひき起こしている。すなわち製造工程中に排出する種々の廃棄物(スラッジ・合成樹脂屑・タールピッチ類・廃油類等)や公害防除施設から排出する捕集粉じん・汚泥等は膨大化し、しかも現行の清掃体系では量的、質的に処理が不可能である。種類としては、燃えるもの、燃えるが排煙に問題のあるもの、泥状または液状で燃えないもの、固体状で燃えないものに分類されるがいずれにしても不燃状のものが主体となつている。

またしばしば重金属等危険物を含有しているため、公衆衛生上深刻な問題を投げかけるおそれがあり、これらの産業廃棄物の処理処分は重要視されなければならない。

次に産業基盤施設である道路・電力等のほか都市施設である地下鉄道・住宅・上下水道等の土木・建築工事が最近旺盛に行なわれているが、これら建設工事からは土砂・ガレキ等の廃棄物が多量に排出されている。現在建設業者の自由処分にゆだねている都市が大方であるが、処分地を有しない業者は空地・道路・河川敷に不法投棄を行なうため、環境衛生上重要な問題になつていくことは必至である。

ウ 第三次産業関係等

経済社会の発展、都市化の進展、消費生活水準の向上等により第三次産業(卸小売業・金融業・不動産業・運輸通信業・電気ガス業や上下水道業、ごみし尿処理業などは第二次産業とともに拡大を続けてきた。これに伴いこれらの産業などから排出される廃棄物は家庭廃棄物を上回る勢いで増大している。

このうち、上水道・下水道終末処理施設・ごみ処理施設・し尿処理施設等の生活環境施設から排出される廃棄物は、需要の拡大とともに増加している。すなわち下水終末処理場における汚泥は、下水浄化後の最終生産物で施設の適正な維持管理上、技術上、処分地不足の点から処分問題は緊急的になつている。また浄水場における浄水処理汚泥は、その処分方法によつては水質汚濁の要因ともなりかねない。

これらの廃棄物は取り集められた場合、市町村の収集責任のみで処分することは不可能に近く清掃法と上下水道法関連法規との調整のうえその処分体系を確立する必要がある。

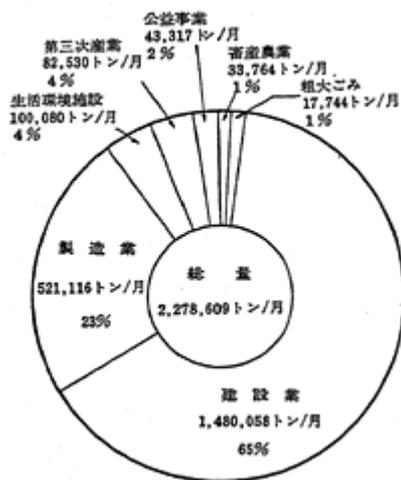
以上の廃棄物を総計すると昭和42年現在日量にして約120万トンと推定され家庭ごみ5万トンの24倍に相当する。

第2-6図、第2-7図は、大阪府における実態調査に基づいて整理したものである。

このように膨大かつ多様な廃棄物に対応する総合的な方策については、清掃事業近代化研究委員会(日本都市センター)による44年2月に「経済社会の変貌の清掃事業—清掃事業近代化への道」として報告されている。この報告書は、大別して(1)固形廃物の処分体制の確立(2)労働問題など清掃事業運営上の改善事項(3)観光地清掃体制の確立に集約され、今後の清掃行政に重要な指針となるものである。とりわけ廃棄物の増大とともに処分地の行きづまりと処分技術の遅れから緊急な対処を要請される広域処分体制の確立は、生活環境審議会における中心的課題ともなり行政上の焦眉となつているといえよう。

第2-6図 大阪府下における排出源別廃棄物構成比

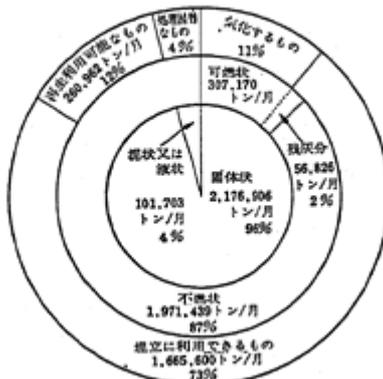
第 2-6 図 大阪府下における排出源別廃棄物構成比 (43年)



資料：大阪府「廃棄物に関する調査研究報告」

第2-7図 大阪府下における廃棄物の処理段階別構成比

第 2-7 図 大阪府下における廃棄物の処理段階別構成比 (43年)



資料：大阪府「廃棄物に関する調査研究報告」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2章 環境衛生の向上

第2節 し尿とごみの処理

5 し尿とごみの処理の当面する問題と将来

今日のし尿とごみの処理については解決すべきさまざまな問題を多く抱えている。収集面から考えれば、ごみについては、その種類が多様化し、排出量が著しく増大したこと、粗大ごみ・産業廃棄物・都市施設からの廃棄物等いわゆる都市・産業廃棄物が大きくクローズアップされてきたこと、中高層住宅における排出と収集の接点となるダストシュートの構造的な欠陥に起因する種々の問題が生じていること等がある。

さらに、交通量の増加に伴い収集車の運行能率が低下し収集作業における生産性が上昇しないこと、収集にたずさわる労働力の確保が困難になりつつあることもあげられる。

処理処分面では、焼却に当たり不燃物、難燃物ならびに有毒ガスを発生する廃棄物が多くなつたこと、埋立処分地の確保が困難になつてきていること、埋立の方法如何によつては、これが公害の発生源になる可能性を有していること等がある。

運営面から特に考慮しなければならないことは、現段階においては清掃施設整備の実施に重点をおいているが、これを有機的な関連のある収集運搬業務や、業務管理が他の分野に比べて立ち遅れが見られることである。また施設の維持管理は特に重要な面であつてこれが不完全であると、それ自身公害の発生源ともなりかねないことから、今後施設の拡充とともに、技術管理者の養成ないしは再教育等の措置をいつそう強化していく計画である。しかしながらこれら問題点の解決に当たつては、各種産業との関連、建築物の構造、基準との関連、輸送業務との関連等、関係各省庁の協力の必要なものも多く、今後ますます連絡を密にしながら計画を進めていく必要がある。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(1) 食中毒の現状

最近の食中毒発生状況をみると、昭和40年以後、事件数、患者数とも漸増の傾向を示していたが、昭和43年には事件数1,093、患者数3万3,041といづれも減少している(第2-5表参照)。

食中毒の発生を事件規模別にみると、1~10人の小規模発生が全件数の60.8%を占めているが、患者数では100人以上の大規模発生によるものが59.1%を占めており、特に最近では1,000人以上に及ぶ食中毒の発生がみられている。したがって1件当たりの患者数は次第に増加し、昭和43年には食中毒統計上最高の30.2人になっている。このような食中毒の規模の大型化は集団給食施設の増加、食品の大量製造などに起因するものであり、学校・仕出屋・事業所を原因施設とするものが、全患者数の57.5%に達している。昭和43年10月、福岡県を中心に米ぬか油による食中毒が発生し、届出者は西日本一帯に拡がり、その数も1万4,000人に達した。確定された油症患者は913人(44年7月7日現在)であつたが、化学的物質による食中毒としては昭和30年のドライミルク事件に匹敵する規模のものである。病因物質は米ぬか油の製造工程で熱媒体として使用される塩化ジフェニールが製品に混入したものであり、食品工業の変化に対応して食品の安全性を確保するうえに多くの問題を提起した。

第2-5表 食中毒発生状況

第2-5表 食中毒発生状況

	事件数	患者数	罹患率 (人口10万対)	死者数	死亡率 (人口10万対)
39年	2,037	41,638	42.8	146	0.2
40	1,208	29,018	29.5	139	0.1
41	1,400	31,204	31.5	117	0.1
42	1,565	39,760	39.7	120	0.1
43	1,093	33,041	32.6	94	0.1

資料：厚生省統計調査部「食中毒精密統計」

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(2) 食品の監視・指導

ア 監視・指導の状況

飲食に起因する衛生上の危害を防止し、食生活の安全及び衛生を確保するために、食品・食品添加物等の製造、販売等についての厳重な規制が加えられている。これに違反した不良食品等が出まわらないように、全国の保健所等に食品衛生監視員(43年末現在5,409人)が設置され、監視と指導にあたっている。

食品衛生監視員が監視・指導する営業施設のうち食品衛生法に基づく営業許可を要するものは43年末現在146万3,139施設、同じく要しないものは130万8,083施設である。これらの施設に対して43年には延べ308万4,571回の指導を含めた監視を行ない3万5,544件について告発、営業許可の取消し、禁止等の行政処分を行なった。

食品等の収去検査は常時行なわれているが、特に夏季と年末には全国的な一斉取締りを実施している。43年の年間の収去検体数は40万1,289件で、不適率は17%程度である。また、監視率の向上、現場検査の実施などのために食品衛生検査車等を活用している。

輸入食品の検査は、厚生省の食品衛生監視員20名を全国11か所の主要港(小樽・東京・羽田・横浜・清水・名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・鹿児島)に配置して行なっている。

輸入食品の届出件数は43年においては13万4,280件であり、毎年約1万件の増加を示している。このうち検査は7,435件について行ない、不良品として処置したものは928件であった。

イ 自主規制体制の強化(食品衛生管理者及び食品衛生指導員)

食品衛生監視員による監視、指導のほか、製造加工の過程で特に衛生上の配慮を必要とする乳製品、化学的合成品である食品添加物、食肉製品等の製造業には、施設ごとに一定の資格を有する専任の食品衛生管理者をおかせ、その衛生的な管理を行なわせることとしている。また食品衛生の向上を図り、食品等による事故や危害を防止するためには業界の自主的な活動がぜひとも必要であり、これにあたる食品衛生指導員の養成に力を入れている。現在全国に約4万人の指導員が活躍している。

厚生白書(昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(3) 牛乳・乳製品

牛乳・乳製品は、乳幼児・病弱者のための食品というよりは、むしろ、すでに一般人の食生活における重要な食品となり、米について第2の主食とまでいわれるようになってきた。

その生産と消費も年々増大のすう勢を示し、昭和43年における生乳の生産量は401万5,900トンに達しており、これは昭和33年の約2.6倍である。このうち飲用牛乳は232万3,300トンで同じく約3.2倍である。

牛乳・乳製品の監視指導にあたっては、従来から重点的に行なっており、収去検査の強化に努めているところである。

牛乳・乳製品に対する国民の関心を反映して、国会等で牛乳に関する諸問題が活発に論議され牛乳の曜日の標示制度については、総理大臣の諮問機関である国民生活審議会消費者保護部会の意見、厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会の答申を得て、昭和43年7月、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の一部改正を行なつた。すなわち牛乳・加工乳等については、原則として製造年月日を標示させることとし、びん詰、紙キャップのものについては年月を省略した製造日を標示させることに改め、あわせてフルーツ牛乳等の乳飲料の製造年月日も牛乳の例によることとし、乳飲料及びバター、チーズ等の乳製品には、使用した人工甘味料、合成保存料等を標示させることとした。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(4) 食肉衛生

国民の食生活の高度化,多様化に伴い,食肉の需要は増大し,昭和43年には,と畜場で食用に供するためにと殺解体されたうし・うま・ぶた・めん羊及び山羊は,1,053万8,376頭に達した。

これら食肉の処理が衛生的に行なわれるよう食肉の生産の場であると畜場についてはその施設等につき厳重な規制が行なわれている。と畜場の数は昭和43年12月現在753か所であるがそのうち市町村立のものは511か所であるが,耐用年数を経過した老朽施設もあるので,これら公営と畜場については,32年以来地方債をもつて再建整備を行ない,42年度まで起債総額86億円をもつて延べ405か所の整備を行なった。

43年度からは,従前,準公営企業債をもつて充当されていたと畜場整備事業を,低率の金利による特別地方債である厚生年金保険積立金還元融資に切り換え,中小規模の整理統合,汚水・汚物処理施設の整備,検査施設の整備,検査施設の充実,冷蔵設備の改善を主眼に,と畜場の整備改善を図り,食肉衛生管理の徹底を図っている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(5) 食品添加物の規制

ア 近年,加工食品に対する需要の伸びは著しく,加工度の高い各種の新しい食品が大量に生産されるようになってきたが,今後も消費水準の向上に伴って加工食品の需要はさらに増大,多様化するものと予想される。

これらの食品には保存性の向上,品質の改良,栄養価の向上等の目的で多くの食品添加物が用いられているが,加工食品の増加による食品添加物の使用量の増大に伴いその安全性に対する消費者の関心は近年とみに高まってきている。

食品添加物とは食品衛生法により「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で,食品に添加,混和,浸潤その他の方法によつて使用するもの」と規定されており,自然界にそのままの形で存在する天然品と化学的に合成される化学的合成品に分けて考えることができる。

食品添加物は毎日の食物とともに人体に摂取されるものであるので,その安全性が重要な問題となつてくる。特に化学的合成品には人体に対する影響がわからないものが多く,無条件に使用されることは非常に危険であるので厳重な規制が必要となつてくる。

イ このため化学的合成品である食品添加物は,厚生大臣が人の健康をそこなうおそれがないものとして指定したものしか使用することができないことになつており,指定した食品添加物には成分規格あるいは使用基準等を設けて規制している。また,化学的合成品でない食品添加物(天然品)についても衛生上必要なものには成分規格使用基準等が定められている。

食品添加物の指定は,食品衛生調査会の審議を経て行なつているが,指定にあつての基本的な考え方は次のとおりである。

(ア) 食品添加物は,安全性が実証されるか,又は確認されるものでなければならない。

(イ) 食品添加物は,その使用が食品の消費者になんらかの意味の利点を与えるものでなければならない。次のような場合には指定しないものとする。

a 粗雑な製造又は加工による食品を変装する場合。

b 粗悪な品質の原料又は食品に用いて消費者を欺瞞する場合。

c 食品の栄養価を低下させる場合。

d 疾病の治療その他医療効果を目的とする場合。

e 対象となる食品の製造法又は加工法の改善・変更が比較的安価に実行可能であり、改善・変更した結果その添加物を使用しないで済む場合。

昭和44年3月末現在化学的合成品である食品添加物は358種類であり、化学的合成品でない食品添加物を含めて、規格・基準が定められているものは第2-6表のとおりである。

また、現在指定されている食品添加物の中には、指定当時安全であると考えられていたものであつても、現在の毒性試験の技術水準によつて判断した場合、必ずしも安全であると言い切れないものもあるので、これらの食品添加物について毒性試験等により安全性の再検討を行なつており、その結果により必要な処置を講ずることとしている。

第2-6表 規格基準が定められている食品添加物

規 格 基 準	品 目 数
成分規格、使用基準がともに定められているもの	177
成分規格、保存基準がともに定められているもの	3
成分規格、製造基準がともに定められているもの	1
成分規格のみ定められているもの	174
使用基準のみ定められているもの	28
合 計	383

厚生省環境衛生局調べ

ウ 以上のような考え方のもとに昭和43年から昭和44年前半にかけて、食品添加物に対する規制を強化するため次のような措置がとられた。

(ア) 今まで広く使用されていたズルチン(甘味料)の使用を昭和44年1月1日より全面的に禁止したこと。

(イ) うどん・かまぼこ・ちくわ等に使用される過酸化水素(漂白剤・殺菌剤)に使用基準を設け、昭和44年8月1日より食品中に残存する過酸化水素を衛生上支障のない量以下に規制することとしたこと。

(ウ) 着色あるいは漂白をする必要がないと考えられる野菜・豆類・鮮魚介類及び食肉に対し着色料(タール色素14品目)及び漂白料(7品目)の使用を昭和44年10月25日より禁止することとしたこと。

(エ) 食品添加物の製造・加工業について、昭和45年1月1日以後は都道府県知事の許可を受けなければ営業できないこととし、その営業施設についての規制を強化したこと。

(オ) 容器包装入りの加工食品で食品添加物を使用しているものについてはその旨の標示を行なうことを義務づけることとしたこと。

このうちズルチンの使用を禁止したのは、国立衛生試験所で行なつた毒性試験の結果を食品衛生調査会で検討したところ、人体に対し必ずしも無害ではないとの結論を得たこと、及び国連のFAOとWHO合同食品添加物専門家委員会において食品添加物として使用すべきでないとの勧告したことによるものである。

また過酸化水素については、従来食品に使用した場合すみやかに分解されて、人体に影響をおよぼさないと考えられていたのであるが、一部が食品中に残留することが明らかになり、大量に過酸化水素を摂取した場合の毒性も明らかになつたので、使用基準を新たに設け残存量を規制することとしたものである。

野菜等に対する着色料及び漂白料の使用を禁止することとしたのは、最近、食品添加物を使う必要が少ないと考えられる食品にまで食品添加物を使う傾向が認められるようになったためである。従来、着色料等は使用目的・効果からして無制限に使用されることはなく、おのずから使用食品が制限されるという考えに基づいて使用基準は設けられていなかった。

しかし、このように不必要と思われる食品にまで食品添加物が使用されるようになってきたため、食品添加物の使用は必要最少限にして、人体への摂取量はできるだけ低く押えるという基本的な考え方に即してその使用を規制する必要が生じてきた。

このためにとりあえず着色あるいは漂白をする必要がないと考えられる野菜、豆類、鮮魚介類及び食肉に対し着色料及び漂白料の使用を禁止することとしたものである。なお、今後着色料、漂白料以外の添加物についても使用の必要性が少ないと認められるものがあれば順次規制を強化していく方針である。

また、食品添加物を使用した場合はその旨を標示させることとしたのは、現在ほとんどの加工食品に多種類の食品添加物が使用されているが、消費者は食品を選択することはできても、その中に含まれている食品添加物についてまで選択することはできず、たとえば、着香料や着色料等は一応の確認はできるが、保存料や殺菌料などはまったく識別することができないし、また、どんな目的でどれ位使われているのかも分からない状況におかれている。そこで消費者が食品添加物の使用の有無を知り食品を自由に選ぶことができるような手段として、食品添加物を使つた場合はその旨の標示を義務づけることとしたものである。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(6) 食品中の残留農薬の規制

病虫害を防除する目的で農作物に散布した農薬が食品中に残留する場合,その量によつては,人が摂取した後体内に蓄積して慢性障害を起こすなど,人の健康をそこなうおそれがある。このため昭和43年度にりんご・ぶどう・きゅうり・とまとに残留するDDT・ガンマ-BHC等5品目の農薬の残留許容量を設定した。

しかし,これら食品中の農薬の分析を行なうには高価な設備と高度な技術を要するため,各都道府県における監視体制が完全に整わなかつたのであるが,順次整備されて監視も軌道にのつてきており,農林省も残留許容量に合わせて農薬の散布に対し安全使用基準を定めて指導している。なお,昭和43年度に許容量が設定された食品及び農薬以外のものについては,現在実施している調査結果がまとまり次第順次残留許容量を設定することになつている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

1 食品衛生行政の現状

(7) おもちやの規制

乳幼児が口にすること等によりその健康をそこなうおそれがあるうつし絵,ゴム風船等のおもちやについては食品衛生法により食品や食品添加物と同様の規制を行なっているが,従来個々のおもちやについての規格が定められていないため十分にその取締りが行なえなかつたので,昭和44年度よりおもちやごとの規格を順次作成して行く予定で作業を進めている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第3節 食品衛生

2 今後の方向

食品は人間の生命を維持し、健康を保ち、成長の源となるものであり、その安全、衛生が強く要請されるのは当然であるといつてよい。

近年における食品工業の発展、国民生活の向上、流通機構の発達、さらには企業側の宣伝等に伴い、国民の食生活はますます多様化の傾向を示している。一方において食品衛生についての国民の意識も向上し、有毒有害な食品や食品添加物あるいは消費者をだますような食品を排除しようとする傾向が非常に強くなつてきており、食品等の安全、衛生、品質の確保、標示の適正化等に関する行政の強化が強く要請されている。

昭和44年7月食品衛生関係法令の改正が行なわれ、許可営業の追加指定、食品衛生管理者を設置すべき業種の拡大、標示義務食品及び標示事項の拡大等食品に関する施策の強化が図られたところであるが、このような事態に対処して、今後さらに食品等の規格基準の整備、標示制度の充実、監視体制の強化、食品関係営業の近代化と自主活動の育成、食品の安全性を確保するための調査、研究の推進等を図る必要がある。また、一方、食品等に関し限られた知識をもつにすぎない消費者に対し食品衛生についての正しい知識の普及を図るなど、国民の食生活の安全と衛生を確保するための施策を強力に推進していくことが大きな課題となつている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第4節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業の現況

(1) 営業の概況

環境衛生関係営業は、理容業・クリーニング業・公衆浴場業のように、国民生活に不可欠なサービス等を提供するものであり、昭和43年末における施設数は第2-7表のとおりである。これらの営業については、衛生上の規制が行なわれているが、一方、自主的に衛生水準の向上を図るため、環境衛生同業組合を組織し、料金、営業方法の規制を行なうことができることとされている。

第2-7表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第 2-7 表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施 設 数			従業者規模別事業所数の構成比(41年)		
	40 年	43	年平均伸び率	1~4人	5~49人	50人以上
総 数	1,089,709	1,331,442	6.9	78.4	21.3	0.3
飲 食 店 営 業	561,636	727,509	9.0	76.4	23.2	0.4
喫 茶 店 営 業	77,372	62,684	△ 6.8			
食 肉 販 売 業	64,495	94,841	13.7	81.3	18.7	0.0
氷 雪 販 売 業	9,882	8,641	△ 4.4			
理 容 所	120,420	132,307	3.2	86.7	13.3	0.0
美 容 所	89,616	108,724	6.7			
ク リ ー ニ ン グ 所	53,238	71,714	10.4	77.9	21.7	0.4
興 行 場 (映 画 館 等)	7,373	6,268	△ 5.3	24.2	74.5	1.3
ホ テ ル 営 業	258	351	10.8	69.5	29.0	1.5
旅 館 営 業	67,485	73,994	3.1			
簡 易 宿 所 営 業	11,569	16,727	13.2			
下 宿 営 業	2,333	2,381	0.7			
公 衆 浴 場	24,032	25,301	1.7	70.4	29.4	0.2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

各論

第2章 環境衛生の向上

第4節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業の現況

(2) 監視・指導

環境衛生関係営業施設においては、換気・照明・防湿・保温・消毒その他必要な衛生基準を遵守すべきことが、それぞれの法規によつて定められている。新たに施設を開設する場合には許可又は届出が必要であり、開設後においても、環境衛生監視員によつて衛生措置の検査が行なわれている。監視延施設数は、第2-8表のとおりである。

環境衛生監視員数は、昭和43年末現在5,392人であるが、これは年々増加の激しい監視対象施設数に比べて過少であり、監視体制の充実強化が望まれる。

第2-8表 環境衛生監視員の監視・指導延べ施設数

第 2-8 表 環境衛生監視員の監視・指導延べ施設数
(43年)

				監視・指導延べ施設数		
旅	館	業		131,042		
興	行	場		17,064		
公	衆	浴	場	50,552		
理	容	所		183,686		
美	容	所		155,586		
ク	リ	ニ	ン	グ	所	84,131

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」

各論

第2章 環境衛生の向上

第4節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業の現況

(3) 経営の現状

環境衛生関係営業は、営業者の多くは零細規模のものであり、従業者5人未満の事業所は約80%を占めている。零細な事業所においては、地域住民の多様な要求に応じたサービスに努めることができるという利点が見られるが、その反面、経営の近代化、合理化に立ち遅れる傾向がある。

しかしながら、近年、これら業界の内外における情勢の変化には著しいものがあり、営業者は早急にこれに対処する必要に迫られている。情勢の変化の第1は、いわゆる人手不足である。これらの営業は雇用関係が前近代的なものが多く、労働条件も他に比べて劣っているため、雇用者の定着状況は悪く、その補充も困難な状況にある。また、全般的な人手不足の影響により、従業者の賃金は上昇の傾向にあるが、これらの営業のほとんどは労働力に依存する割合が大きく、機械設備の導入による合理化も行なう余地が少ないため、賃金上昇はいきおい経費の増大をもたらすこととなつている。第2に、料金、物価の上昇がある。第2-9表でみるとおり環境衛生関係営業における昭和43年の物価上昇率は8.2%であり、42年の5.2%に比べかなりの増加を示した。また、全消費者物価の上昇率をも大幅に上回っている。このような料金、物価上昇の原因は、経費の50~80%を占める人件費の上昇と、人件費の上昇を生産性の向上で吸収できないサービス業としての特殊性によるものとみられる。しかし、料金、物価の上昇は、このような原因ばかりでなく、稼働率の低下を料金上昇でカバーしようとする傾向や経営の合理化努力の不足、過剰な設備の導入等による面もないとはいえない。料金、物価の上昇は、これらの営業が国民生活と密接に結びついたものであるため、国民生活に与える影響が大きい。また、一方、料金・物価の急激な上昇は、需要の減退を招くことともなり、営業者の経営面でも困難な問題が生じることとなる。第3に、営業施設の増加が激しいことがある。これらの営業の多くは、比較的小資本で開業でき、家族従業者のみの、いわゆる生業的経営によつてその営業を維持していくことが可能であるため新規営業者の参入度がかなり高く、43年末には施設総数は133万、対前年増加率は5.6%となつている。このため、需要もある程度伸びているにもかかわらず供給がそれを上回る結果となり、稼働率の低下を招いている。この場合、稼働率の低下に対して、売上高の維持を図るため料金を引き上げれば、かえつて参入を誘発するという悪循環に陥るおそれがある。

このような状況は、業界の体質の改善を強く必要としているが、この中で、業界の体制を整備し、環境の変化に対応しようという動きもみうけられる。環境衛生同業組合を中心とした業界の自主的努力によつて、営業者の研修、経営診断、近代化の方策の検討、技術の研究及び指導等が行なわれており、また各営業者においても、経営の改善、合理化のための機械の導入や、さらに進んで協業化等による構造の高度化も進められつつある。

また、国においても、業界の近代化への努力を促進するため環境衛生金融公庫による融資を行なつているほか、業界の調査・研究事業に対する助成措置、近代化の指針の作成等を行なつている。

第2-9表 消費者物価指数

第2-9表 消費者物価指数

	40年	41	42	43
総 合	100.0	105.1	109.3	115.1 (5.3)
環 境 衛 生 関 係 営 業	100.0	107.2	112.8	122.1 (8.2)
理 容 料	100.0	109.7	117.3	128.7 (9.7)
パ ー マ ネ ン ト 料	100.0	108.1	113.9	122.2 (7.3)
入 浴 料 (大 人)	100.0	113.6	115.0	126.4 (9.9)
洗 たく 代 (ワ イ シ ャ ッ ツ)	100.0	100.5	99.2	103.9 (4.7)
(背 広)	100.0	99.0	95.9	96.6 (0.7)
映 画 観 覧 料	100.0	108.4	116.8	129.4 (10.8)
宿 泊 料	100.0	108.9	117.2	122.7 (4.7)

資料：総理府統計局「家計調査年報」

(注) 表中の数字は昭和40年を100とした指数，ただし43年の()内は42年に対する上昇率である。

各論

第2章 環境衛生の向上

第4節 環境衛生関係営業

2 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、他の中小企業に比べ資金面で立ち遅れのみられる環境衛生関係営業に対し、設備資金の融資を行ない、営業の近代化、合理化を図っている。現在、公庫の融資業務は、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に委託して行なっている。

昭和43年度における貸付実績は、446億7,600万円であり、42年度の156億7,000万円(公庫発足前における国民金融公庫による特別融資を含む)に比べて著しく増加した。これは43年度において、貸付対象が店舗・建物等にも拡大されたことによるところが大きいと考えられる。これを業種別にみると、おいては、公衆浴場業・ホテル・旅館・クリーニング業等について貸付限度額を引き上げる等制度の充実を図る予定である。

各論

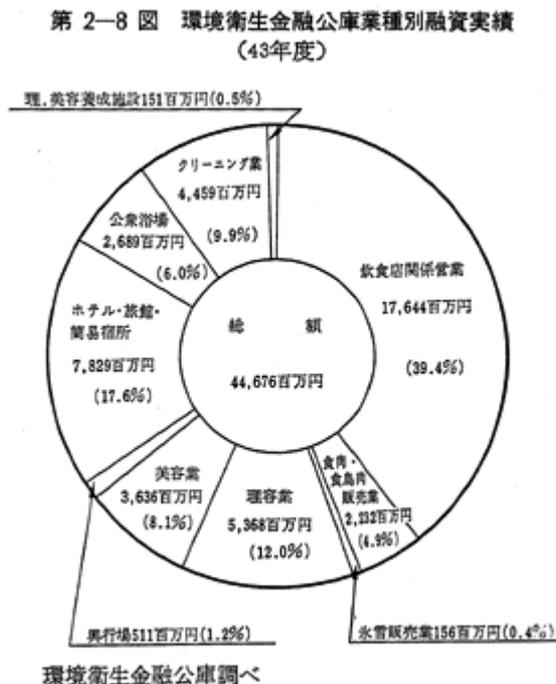
第2章 環境衛生の向上
第4節 環境衛生関係営業
3 今後の方向

環境衛生関係営業は、国民生活に不可欠な多種多様のサービスを提供するものであるが、近年における所得水準の向上とそれに伴う消費生活の多様化、高度化、余暇の増大等により、これらに対する高い需要が生み出されている。しかし、なかには興行場(映画館)、氷雪販売業のように生活様式の変化に伴い、需要の減退しているものも見受けられる。

このような状態は、環境衛生関係営業の衛生水準の確保、料金・価格の安定、経営の健全化等が必要であることを示している。

こうした要請にこたえるため、環境衛生監視員による衛生監視、環境衛生金融公庫による金融措置、行政指導等による営業の近代化の促進等が国・地方公共団体等によつて進められている。しかしながら、環境衛生関係営業に対して求められている要望に答えるにはなお不十分である。特に、この営業に顕著な営業者数の増加傾向は、最近やや鈍化しているもののなお強いものがあり、全体として供給過剰を招き、稼働率を低下させている。このような情勢に対処して、経営の健全化、料金の安定を図るためには、個々の営業の経営の近代化のみならず、業界全体として、構造改善対策を進める必要がある。例えばクリーニング業においては、昭和43年9月、中小企業近代化促進法に基づき、近代化基本計画が策定され、協業化、製販分離体制の促進等を通じて、構造の高度化、料金の安定等を図ることとなつた。もちろん、個々の営業の経営の近代化、合理化も引き続き進められねばならず、経理の改善、料金の明示等身近な措置についてもこれを積極的に実施していく必要がある。

第2-8図 環境衛生金融公庫業種別融資実績



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2章 環境衛生の向上

第5節 その他の環境衛生

1 そ族昆虫駆除事業

ネズミ・衛生害虫の駆除は、昭和30年に「蚊とハエのいない生活実践運動」が閣議了解として開始されて以来全国的に自主的な住民活動を中心とした地域活動が推進され、現在では、約16万2,000の地区住民組織が作られ約7,050万人が組織化され、私有地の発生源対策を分担し一方、公共の場所の発生源については、市町村の衛生班がこれに当たっている。

環境の整備を中心としたそ族昆虫事業としては、ごみ・し尿の収集処分の近代化、下水道の整備や浄化槽の普及によるくみ取り便所の水洗化等が推進され、蚊・ハエの発生源は大幅に縮小し、特に都市においては激減している。

しかし、人口の都市集中化、生活・建築様式の変化は、ネズミ・害虫の生息状況の変化を顕著にしている。

特に、常住人口が少なく建築物の規模が大きい都市部においては、専門業者によるネズミ・害虫の駆除が行なわれてきている。

今後、地区住民活動、市町村の衛生班活動に専門業者を加え、そ族昆虫駆除事業の推進することを計画している。

各論

第2章 環境衛生の向上

第5節 その他の環境衛生

2 野犬対策

わが国における狂犬病は、昭和25年に狂犬病予防法が公布施行になり、畜犬の登録、予防注射の実施、違法犬の捕獲抑留等の措置により、急速に減少し、人については30年以来、犬については32年以降その発生をみていない。

43年中の犬の登録頭数は277万5,677頭、予防注射実施頭数は446万1,492頭、抑留頭数は69万7,748頭であった。

近年、犬による狂犬病以外の被害が増加し、その被害は農作物や家畜等にとどまらず、人が咬み殺されるという事件まで発生し、大気汚染・水質汚濁・騒音等と並んで異なつたタイプの公害としてしばしば社会問題となつており、狂犬病予防法を所管する衛生担当行政について、その対策の強化を図るよう強い要望が出されている。このため、昭和42年に引き続き、厚生省・警察庁・行政管理庁等の関係行政機関、日本獣医師会等の関係団体、学識経験者等が集まり、野犬対策推進会議を開催し、昭和43年9月1日から1か月間にわたつて全国一斉野犬一掃運動を展開し、正しい犬の飼い方の知識の普及、野犬の捕獲の強化等に努め多大の成果を収めた。

各論

第2章 環境衛生の向上

第5節 その他の環境衛生

3 建築物衛生管理

近年,都市の過密化に伴つて,いわゆるビルラッシュの現象が起こり,ビル建築数は異常な増加を示している。また,ビルの巨大化,デラックス化の傾向が著しくなるとともに,空気調和等の設備の普及がめざましく,大型ビルでは,ほとんどが窓の開閉のできない気密式のものになつてきている。

これら近代的なビルでは,その管理を誤ると,ビル利用者の健康に重大な影響があると考えられるが,現状ではその外装,機能等には多くの配慮が払われているのに対しこれを利用する人々の健康を保持するための環境衛生上の問題については,必ずしも十分に配慮されているとはいいがたい。

このような事情を背景として,昨年5月,多数の者が使用又は利用する建築物における衛生的環境の確保を目的とする建築物における衛生的環境の確保に関する法律案が国会に提案された。

そのおもな内容は,興行場・百貨店・店舗・事務所・学校・共同住宅等の用に供される一定規模以上の建築物(特定建築物)の所有者等は,建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないこと,特定建築物においては建築物環境衛生管理基準に従つて維持管理しなければならないこと,都道府県知事に特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず,かつ,環境衛生上著しく不適當な事態が存すると認めるときは,改善命令等を出すことができること等である。

この法律案は第61回国会においては審議未了のまま廃案となつたが,そのすみやかな成立が強く望まれている。

各論

第2章 環境衛生の向上

第5節 その他の環境衛生

4 水泳場の衛生管理

最近、レクリエーションの普及に伴って、水泳人口が急増し、プールの増設が活発に行なわれ、他方、海水浴場、特に大都市周辺の海水浴場には膨大な数の水泳客が殺到している。

これらの水泳場の現状をみると、プールでは、換水・消毒等の衛生管理が不十分で、プール水中の大腸菌群数や濁度がかなり高い例も多くみられ、アデノウイルス感染症の発生等衛生上の危害も生じている。また、大都市周辺の海水浴場では海水の汚染が著しく、水浴に不相当と考えられる例が多い。

これらの事情から厚生省では、水泳場の衛生管理の強化を図るため、昭和40年7月「遊泳用プールの水質基準」を定めたがこれに続いて、昭和44年中にはプールの施設基準を定めるため検討を急いでいる。

また、海水浴場については、生活環境審議会に水質基準の検討を依頼し、昭和44年6月、同審議会公害部会水質に係る環境基準専門委員会は、行政指導の目標となる望ましい海水浴場の水質基準についての中間報告をまとめた。

各論

第2章 環境衛生の向上

第5節 その他の環境衛生

5 墓地及び埋葬について

近年の著しい人口の都市集中は、都市における墓地の需要を増大させたが、これに対する墓地の供給が十分でなかつたために、都市における著しい墓地不足の現象が起こっており、新しい都市問題の一つとなっている。

墓地の経営については、墓地の性格上、持続性と非営利性が確保される必要があり、このため地方公共団体が墓地を造成して経営する必要があるが、融資制度等このための積極的な施策が強く望まれている。

埋葬の形態は火葬の割合が年々増加し、最近10年間では火葬の割合は昭和34年の61.9%から昭和43年には75.8%へと上昇した。

また、火葬場に対しては厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資の制度が設けられており、昭和43年度中に合計4億1,260万円が地方公共団体に貸し出され、火葬場の整備が行なわれた。

昭和43年末現在において、全国で墓地は88万1,774か所、火葬場は2万3,141か所、納骨堂は6,501か所となっている。